令和９・１０年度下松市・下松市上下水道局

物品製造等競争入札参加資格審査申請要領

この要領は、令和９・１０年度において下松市・下松市上下水道局が発注する「物品製造等」の競争入札（見積り）等に参加しようとする者の参加資格申請をする場合の要領を示したものです。

※　「物品製造等」とは「物品の製造の請負、物品の買い入れ等並びにその他の業務委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）」を指します。

１　申請の資格がない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査申請ができません。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者

（３）営業に関して許可等を必要とする場合において、これを受けてない者

（４）暴力団、暴力団員及びこれらとの関係を持つ者

（５）市税、県税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

２　申請の区分

同一企業の方が「物品製造等」以外の競争入札参加を希望する場合は、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」の申請要領を参照し、それぞれ申請してください。

※　随意契約の相手方の選定についても、原則としてこの資格の認定を受けている者を対象としますので、希望者は申請をしてください。

３　受付期間

（１）受付期間：令和９年１月１０日（日）から 令和９年２月１０日（水）まで

（２）受付期間以外は提出ができませんのでご注意ください。

４　申請方法

（１）原則として**電子申請**

電子申請のＵＲＬ：【https://www.nssinsei.jp/kudamatsu-city】

※電子申請の登録フォームに必要事項を入力し、申請書類を添付して提出してください。

※パソコン環境等により、電子申請ができない場合は、技術監理課までご相談ください。

※申請先は「下松市長」と「下松市上下水道事業管理者」の連名となりますのでご注意ください。

※提出書類を送信後、申請内容を確認時に、審査開始のメールをお送りします。

５　令和７・８年度からの主な改正点

（１）申請方法の変更について

申請方法が郵送から原則**電子申請**になりました。

（２）申請項目の追加

資本関係・人的関係に関する項目を追加しました。

※登録フォームでの入力です。

（３）営業種目分類表の項目追加

大項目に「小規模修繕」を追加しました。

（４）申請書類の廃止について

以下の様式については電子申請の登録フォームに直接入力することとなるため、提出は不要とな

りました。
・提出書類確認一覧表
・競争入札参加資格審査申請書
・競争入札参加資格審査申請総括表
・経営状況調書
・委任状

6　問い合わせ先

〒７４４－８５８５
下松市大手町三丁目３番３号
下松市役所 企画財政部 技術監理課（市役所３階⑥番窓口）
ＴＥＬ　０８３３－４５－１８１３

7　申請書の様式

原則として下松市独自様式です。
様式は、下松市技術監理課ホームページ
（https://www.city.kudamatsu.lg.jp/keiyaku/kikaku/gikan/kyousounyuusatusanasikaku.html）からダウンロードできます。

8　資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、原則として令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までです。ただし、次回の定期の審査に基づく資格が認定されるまでの間は、引き続きその効力を有します。

9　審査結果

審査結果については令和９年３月下旬頃、下松市ウェブサイト及び下松市役所企画財政部技術監理課の閲覧場所（市役所３階⑥番窓口）で社名・住所・電話番号を公表する予定です。競争入札参加資格者名簿により認定された業務区分を確認してください。

10　個人情報の取扱いについて

この申請で取得した氏名等の個人情報は競争入札参加資格審査及び確認に使用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

11　提出書類一覧（物品製造等に係る提出書類一覧）

必要書類		市内業者	準市内業者	県内業者	県外業者
1	事務所位置図及び外観写真 （写真や地図を貼っても構いません。）	●	●	－	－
2	営業実績調書	●	●	●	●
3	営業の許可（登録）証明書等の写し （申請する営業品目に関し、法令上で許可・免許・資格等が必要な場合、その証明書類を提出してください。）	△	△	△	△
4	メーカー等の代理店証明書・登録証明書等の写し （メーカー等の代理店又は特約店となっている場合には、その証明書等の写しを提出してください。また、取扱メーカー等を記載した簡易な資料がありましたら、ご提出ください。（様式は	△	△	△	△

	任意）					
5	営業所等一覧表			－	●	△	△
6	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）写し可 （個人の場合は、代表者の身分証明書【本籍地の市町村が発行するもの】写し可）			●	●	●	●
7	完納証明書（写し可）	法人	市税 （下松市内に本社、営業所等がある場合及び代表者が下松市に在住の場合）	●	●	△	△
		個人	※市税の納付確認には、金融機関等で納付されてからある程度の日数を要します。 納付後２週間以内に完納証明を申請される場合は、申請の際、領収書（口座振替の場合は記載済の通帳）をご提示ください。	●	●	△	△
	納税証明書（写し可）	法人	県税（山口県内に本社、営業所等がある場合）	●	●	●	△
			国税（その３の３） 国税庁ｅ-Tax ホームページ＜外部リンク＞ （https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm）	●	●	●	●
		個人	県税（山口県内に本社、営業所等がある場合）	●	●	●	△
			国税（その３の２） 国税庁ｅ-Tax ホームページ＜外部リンク＞ （https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm）	●	●	●	●
8	清掃業務有資格技術者一覧表 （施設の清掃業務委託を希望される業者のみ提出してください。）			△	△	△	△
9 ～ 10	Ｐマーク（プライバシーマーク）登録証またはISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得の写し （取得している業者のみ提出してください。）			△	△	△	△
11	使用印鑑届【押印必要】			●	●	●	●
12	暴力団排除に関する誓約書（代表者名で提出してください。）【押印不要】			●	●	●	●

注意事項

※　市内業者とは、本店が下松市内にある事業所のことです。準市内業者とは下松市との契約を委任された営業所等の所在地が下松市内にある事業所のことです。

※　●印は必ず提出する書類、△印は該当する場合のみ提出する書類です。

※　各種証明書は写しでも可ですが、証明日が令和８年１０月１０日以降のものを提出してください。